

# 令和 7 年 4 月 総会議事録

日 時 令和 7 年 4 月 25 日 (金)  
午前 9 時 00 分  
場 所 豊橋市役所 東 85 会議室

# 豊橋市農業委員会

1 日 時 令和7年4月25日(金)  
午前9時00分開会 午前9時46分閉会

2 場 所 豊橋市今橋町1番地  
豊橋市役所 東85会議室

## 3 議事及び報告

### (1) 議案

- 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 4号 農用地利用集積等促進計画について(利用権の設定)
- 議案第 5号 農用地利用集積等促進計画について(利用権の移転)
- 議案第 6号 相続税納税猶予に関する適格者証明について
- 議案第 7号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 議案第 8号 非農地証明(遊休農地)について
- 議案第 9号 地域計画の変更について
- 議案第10号 局長の専決事項について

### (2) 報告

- 報告第 1号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 報告第 2号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について  
(事務局長専決)
- 報告第 3号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について  
(事務局長専決)
- 報告第 4号 農地法第6条第1項の規定による報告確認について
- 報告第 5号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第 6号 農地基本台帳の登載について
- 報告第 7号 農業委員会による最適化活動の目標の公表について

## 4 その他

### (1) 連絡事項

5 出席委員

2 番 岩瀬 宏二	3 番 太田由美子	4 番 大竹 孝夫
5 番 加藤 正雄	6 番 小林 和仁	7 番 近藤 好幸
8 番 佐野恵美子	9 番 杉浦 圭志	10 番 陶山 哲
11 番 高橋 忠道	12 番 高部 宏生	13 番 中山 信廣
14 番 夏目 静男	15 番 野口千恵子	16 番 彦坂 正志
17 番 藤城ひろみ	18 番 藤村やすよ	19 番 前田 裕子
20 番 水野 敏久	21 番 村田 佳也	22 番 村松 桂子
23 番 森下 秋吉	24 番 山崎 裕通	

6 欠席委員 1 番 伊藤 和弘

7 職務のため出席した者（事務局）

農業委員会事務局 4 名

農業企画課 2 名

8 議事の経過

事務局 定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会 令和 7 年 4 月総会を開会いたします。  
水野会長、よろしくお願いいたします。

会 長 <挨拶>

それでは、総会を始めます。

なお、「豊橋市農業委員会 総会 会議規則」第 4 条の規定により、  
私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議 長 本日は 1 番 伊藤 和弘委員から欠席の届出がありましたので、よ  
ろしくお願いいたします。

出席委員は、委員総数 24 名中 23 名で過半数に達していますので、農  
業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立いたし  
ます。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員について  
は、私から 2 名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認め、

議席番号 2 番 岩瀬宏二委員 同 3 番 太田由美子委員を議事録署名  
委員に指名します。

それでは議事に入る前に、農地法等に基づく許可案件について、10  
日の書類説明会、農業委員による現地調査、18 日の審査会を経て、本

日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があります。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

番号3番の案件について、経営農地で許可申請書において、農地整備中である旨を記載する植田町地内始め9筆の農地について、聞き取り調査を行ったところ、これまでに木の伐採及び3月に除草剤をまいているとのこと。竹の根及び大石の除去のほか、畑土を入れるため注文をしているとのこと。畑土の納品期日までは明確ではありませんでしたが、耕作が可能な状態にしている旨の回答がありました。また、申請に記載する農作業日数の150日に関しては、行っている旨の回答があり、譲受人のみで管理ができない場合は、経営する会社の従業員をもって対応をするとのこと。

その他については、変更、取下げ等はありません。

また、本日は議案のほかに資料1-1として農地法第3条番号6番及び7番の案件について、審査会での聞き取り調査の概要を配布しておりますので、併せてご精読ください。

以上です。よろしくお願いいいたします。

事務局 はい、議長。転用関係につきましては、10日の説明会以降、取下げ変更等はありません。それではよろしくお願ひします。

議長 変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは、精読時間を5分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間5分)

議長 それでは、5分経過しましたので、精読時間を終わります。

これより議事に入ります。

議長 資料1 議案第1号

「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から7番までの7件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第1号、1ページをご覧ください。

番号1番から7番までにつきまして、書類説明会でご説明したとおり、許可基準である農地法第3条第2項各号の許可ができない項目に該当しませんでした。申請地及び所有農地も全て問題がありませんでした。

全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

詳細につきましては議案をご覧ください。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して異議ございませんか。

全 員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

議 長

続きまして 同じく資料1 議案第2号

「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番の1件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第2号、2ページをお願いします。

番号1番の1件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、申請地も問題ありません。

補足説明は次のとおりです。

信用性については、特段の疑義はありません。

周辺農地に係る営農条件への支障については、隣接地が農地以外である案件です。

一時転用については、該当ありません。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊

橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

全 員  
議 長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって、本案は原案を「可」として 豊橋市長に進達することに決しました。

議 長

続きまして 同じく資料 1 議案第 3 号

「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号 1 番から 7 番までの 7 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第 3 号、3 ページから 4 ページをお願いします。

番号 1 番から 7 番までの 7 件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、問題ないことが見込まれます。

補足説明は次のとおりです。

信用性については、特段の疑義はありません。

周辺農地に係る営農条件への支障については、承諾を得た旨の記載がある案件は番号 2 番・4 番から 7 番です。隣接地が農地以外である案件は番号 1 番・3 番です。

一時転用については、該当ありません。

詳細については、議案をご覧ください。

以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することとし、番号 4 番の 1 件については農地法第 5 条第 3 項の規定により、愛知県農業会議の意見を付したうえ、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

全 員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案を「可」として 豊橋市長に進達することに決しました。

議 長 続きまして 別添資料 1-2 議案第 4 号  
「農用地利用集積等促進計画について（利用権の設定）」を議題といたします。  
利用権設定の番号 1 番から 47 番までの 47 件を一括上程いたします。  
内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課 はい、議長。  
議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画について（利用権の設定）について、説明させていただきます。  
農地中間管理事業を利用した農地の利用権の設定にかかる申し出があったもののうち、6 月 1 日付契約開始分について、農用地利用集積等促進計画の作成をいたしましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、意見をお願いするものでございます。  
別添資料 1-2 をご覧ください。1 ページから 12 ページの農地中間管理事業におきましては、愛知県農業振興基金から担い手へ利用権を設定する案件が 47 件 171 筆 179, 772. 25 m<sup>2</sup>でございます。  
ご意見のほどよろしく願いいたします。

議 長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。  
それでは質疑に入ります。  
質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。  
これより採決に入ります。

議 長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。  
よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議 長 続きまして 同じく別添資料 1-2 議案第 5 号  
「農用地利用集積等促進計画について（利用権の移転）」を議題といたします。  
利用権移転の番号 1 番から 18 番までの 18 件を一括上程いたします。  
内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課 はい、議長。

議案第5号 農用地利用集積等促進計画（利用権の移転）について、説明させていただきます。

農地中間管理事業を利用した農地の利用権の移転にかかる申し出があったものについて、農用地利用集積等促進計画の作成をいたしましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、意見をお願いするものでございます。

別添資料1-2、13ページから15ページの農地中間管理事業におきましては、新たな担い手に利用権を設定し、令和7年6月1日付で利用権が移転する案件が18件58筆80,160.11㎡でございます。

ご意見のほどよろしく願います。

議長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。  
それでは質疑に入ります。  
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議長 続きまして 資料1に戻り 議案第6号

「相続税 納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。番号1番の1件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第6号 5ページをご覧ください。

議案第6号は新規に相続税納税猶予を受けるための適格者であることの証明です。

この1件の相続税納税猶予に関する適格者証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は相続後、農業経営を行おうとする適格者であることを確認しました。

それぞれの特例適用農地における作目等農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。

以上です。ご審議のほどよろしく願います。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。  
それでは質疑に入ります。  
質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。  
これより採決に入ります。  
本案については、適格者証明書を発行することを承認することに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。  
よって、本案はさよう決しました。

議 長 続きまして 同じく資料1 議案第7号  
「相続税 納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。  
番号1番から7番までの7件を一括上程いたします。  
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。  
議案第7号 6ページから7ページをご覧ください。  
議案第7号は継続して相続税納税猶予を受けるため3年ごとの更新の証明です。  
それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。  
この7件の3年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。  
ご審議のほどよろしく願います。以上です。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。  
それでは質疑に入ります。  
質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、本証明書を発行することに決して異議ございませんか。

全 員  
議 長

「異議なし」  
異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議 長

続きまして 同じく資料1 議案第8号

「非農地証明（遊休農地）について」を議題といたします。

番号1番の1件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第8号 8ページをご覧ください。

番号1番の1件につきましては、「豊橋市農業委員会非農地証明（遊休農地）事務処理要領」に基づき願出書が提出された土地です。

願出地が、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かについて、要領第4条第1項の判断基準に基づき審査したところ、農地に該当しないものと考えられますので、同要領第5条に基づき判定をお願いするものです。

ご審議のほど、よろしく願いたします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり「非農地」と証明することに決して異議ございませんか。

全 員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議 長

続きまして 別添資料1-3 議案第9号

「地域計画の変更について」を議題として上程いたします。

それでは内容について、市農業企画課に説明を求めます。

農業企

はい、議長。

画課

議案第9号 地域計画の変更について説明させていただきます。別紙1-3をご覧ください。

4月10日の書類説明会でご説明したとおり、4月公告分の地域計画について変更の必要が生じたので、変更について前もってご意見をお伺いするものです。

なお、地域計画の変更については、7地域において、合計135筆、150,806㎡です。

地域計画からの除外に関する案件は、  
農振農用地区域からの除外に先立つ地域計画からの除外が3筆1,138㎡、農地転用の申請に先立つ地域計画の区域からの除外が16筆、8,335㎡、非農地証明、現況証明の発行に関する案件が4筆、861㎡、

耕作者の変更に関する案件は、  
本人申告に伴う案件が1筆、3,449㎡、農地法3条の許可、農地銀行による売買に伴う案件が65筆、80,133㎡、解約による耕作者不在への変更が46筆、56,890㎡です。

なお、農用地利用集積等促進計画をはじめ、農業利用を目的とした権利設定、転用等を行う場合には、地域計画の変更前にこれらの許可をすることができるとされていることから、当該案件については既に許可等がなされていることを申し添えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。  
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議 長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議 長 続きまして 別添資料1-4 議案第10号

「局長の専決事項について」を議題として上程いたします。

それでは内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。

では議案第10号 局長の専決事項について説明させていただきます。お手持ちの資料1-4をご覧ください。

本件は、令和6年12月に本市農業委員会が行いました、農地法第3条第1項による処分に対して出された審査請求に関することについて、局長の専決事項とするものでございます。

説明は以上です。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

議 長

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決定することに決して、異議ございませんか。

全 員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議 長

以上で本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしました。

議 長

次に報告事案について、事務局に報告を求めます。

事務局

はい、議長。報告させていただきます。資料19ページをお願いします。

報告第1号の番号1番の1件については、届出者は届出の農地の権利を時効取得により取得した案件です。報告書に記載の日付で受理しました。

次に10ページをお願いします。

報告第2号の番号1番から6番までの6件、及び11ページからの報告第3号の番号1番から13ページ20番までの20件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に14ページをお願いします。

報告第4号の番号1番から11番までの11件については、農地所有適格法人からの報告です。

この報告は毎事業年度終了後3か月以内に農業委員会に提出するものです。

すべて要件を満たしていることを確認しました。

次に15ページをお願いします。

報告第5号の番号1番から 22ページ 50番までの50件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。

次に23ページをお願いします。

報告第6号の番号1番の1件については、農地基本台帳に登載されていない土地について、農地である旨の申告がありました。記載の委員にご確認いただき、現況が農地であることを確認しましたので、22日付けで農地基本台帳に登載しました。

続きまして報告第7号 農業委員会による最適化活動の目標の公表について説明させていただきます。お手持ちの資料1-5をご覧ください。

本件につきましては、去る3月28日の委員全員協議会において目標設定について承認をいただきましたが、国から4月末までにその公表を求められております。

3月28日の時点では、一部の目標数値の算定根拠となる実績数値の集計が完了していない項目（委員等の活動実績）もございましたが、令和6年度の実績数値が出そろい、その集計結果を踏まえましても、目標数値の変更の必要はございませんでした。

その旨、先日行われました運営委員会にて了承いただいた上で、本市ホームページにて公表させていただきました。

報告は以上です

議長 報告事案については、ただ今事務局からの報告のとおりです。

以上で、「農業委員会等に関する法律」第6条第1項に係わる議案及び報告を終了いたします。

議長 その他、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

(午前9時46分終了)

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和7年4月25日

議長  
(会長 水野 敏久)

議事録署名者  
(議席番号2番 岩瀬 宏二 委員)

議事録署名者  
(議席番号3番 太田由美子 委員)